

岐阜市成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金交付要綱

平成15年 2月14日決裁

改正 平成18年 9月29日決裁

改正 平成21年 2月 2日決裁

改正 平成22年 3月26日決裁

改正 平成30年 3月30日決裁

改正 令和 6年 3月14日決裁

岐阜市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成13年3月30日決裁）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者、知的障害者及び精神障害者（次条第1項において「高齢者等」という。）が地域において自立した生活を営むことができるよう支援するため、成年後見人等（成年後見人（任意後見人を除く。）、保佐人及び補助人をいう。以下同じ。）及び成年後見監督人等（成年後見監督人（任意後見監督人を除く。）、保佐監督人又は補助監督人をいう。以下同じ。）の成年後見等（成年後見、保佐及び補助をいう。以下同じ。）に係る報酬の支払に要する費用を助成する成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金は、次の各号のいずれにも該当する高齢者等で、成年後見制度利用支援事業の利用の必要があると市長が特に認めるもの（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である者
- (2) 補助金の交付を受けなければ成年後見人等及び成年後見監督人等の利用が経済的に困難であると認められる者
- (3) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 市長が次の(ア)から(イ)までのいずれかの規定による審判請求（以下「市長による審判請求」という。）を行い、家庭裁判所から成年後見等の開始の審判がなされた者
 - (ア) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条
 - (イ) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条
 - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2
 - イ 市内に住所を有し、かつ、本市から次の(ア)又は(イ)のいずれかを受給している者
 - (ア) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護（同法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する保護の措置を含む。）
 - (イ) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）

ウ 市内に住所を有し、イ(ア)又はイ(イ)を受給する者に準ずる者で、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が死亡した場合において、当該補助対象者が成年後見人等及び成年後見監督人等に支払うべき報酬が残存するときは、当該成年後見人等及び当該成年後見監督人等に対し、補助金を交付することができる。ただし、当該補助対象者の遺産から当該報酬を支弁することができるときは、この限りでない。

（補助金の交付の除外条件）

第3条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

- (1) 補助対象者が報酬を支払う能力のある親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）その他の者に扶養されているとき。
- (2) 成年後見人等及び成年後見監督人等が当該成年被後見人等の親族であるとき。
- (3) 成年後見人等及び成年後見監督人等が岐阜市長以外の市区町村長による成年後見等の審判の請求に基づき選任された者であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助対象者、親族等が当該報酬を支払うことができる特別な理由があると市長が認めたとき。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金の額とする。この場合において、1年を超えた期間を対象とする報酬の付与の審判があったときは、当該審判により決定した報酬の額から1年を超える報酬の額に相当する額を控除した額を補助金の額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請は、報酬の付与の審判があった日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。

（交付申請の添付書類）

第6条 規則第4条第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 成年後見人等の報酬の付与に係る審判決定書の写し
- (2) 成年後見監督人等の報酬の付与に係る審判決定書の写し（成年後見監督人等が選任されている場合に限る。）
- (3) 預貯金通帳の写し
- (4) 成年後見人等に関する登記事項証明書その他成年後見人等が選任されていることを証する書類（市長による審判請求により成年後見人等が選任されている場合を除く。）
- (5) 成年後見監督人等に関する登記事項証明書その他成年後見監督人等が選任されていることを証する書類（成年後見監督人等が選任されている場合に限る。）

- (6) 生活保護受給証明書（第2条第1項第3号イ(ア)に該当する場合に限る。）
- (7) 支援給付に係る本人確認証の写し（第2条第1項第3号イ(イ)に該当する場合に限る。）
- (8) 年金等の収入状況を確認できる書類その他第2条第1項第3号イ(ア)又は(イ)を受給する者に準ずる者であることを確認できる書類（同号ウに該当する場合に限る。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（実績報告の添付書類）

第7条 規則第15条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、領収書その他の後見人等が報酬を受領したことを証する書類の写しとする。

（補助金の前金払）

第8条 補助金は、規則第18条第1項ただし書の規定により前金払により交付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月29日から施行する。ただし、第2条第1項の改正は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付申請がされたものから適用し、施行日前に交付申請がされたものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の岐阜市成年後見制度利用支援事業後見人等報酬補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
資産合計額が成年後見人等報酬基準額又は成年後見監督人等報酬基準額のいずれか低い額以下の額である場合	成年後見人等に係る報酬の額及び成年後見監督人等に係る報酬の額を合算した額に相当する額
資産合計額が成年後見等報酬基準額又は成年後見監督人等報酬基準額のいずれか低い額を超える、かつ、いずれか高い額以下の額である場合	成年後見人等に係る報酬の額又は成年後見監督人等に係る報酬の額のうち、いずれか高い方の額に相当する額
資産合計額が成年後見人等報酬基準額又は成年後見監督人等報酬基準額のいずれか高い額を超える、かつ、成年後見人等報酬基準額及び成年後見監督人等報酬基準額を合算した額以下の額である場合	成年後見人等に係る報酬の額又は成年後見監督人等に係る報酬の額のうち、いずれか低い方の額に相当する額

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 資産合計額 成年被後見人等が属する世帯（当該成年被後見人等と生計を同じくする者を含む。）の金銭、有価証券その他の活用できる資産の合計額をいう。
 - (2) 成年後見人等報酬基準額 成年後見人等に係る報酬の額に1.5を乗じた額をいう。
 - (3) 成年後見監督人等報酬基準額 成年後見監督人等に係る報酬の額に1.5を乗じた額をいう。
- 2 成年後見人等が2人以上ある場合の成年後見人等に係る報酬の額は、当該成年後見人等のそれぞれの報酬の額を合算した額とする。